

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉（継続）の申入れ

～1/30申入れ（2/26変則開催）にかかる継続交渉の日程について～

組合が大野総長に署名を直接提出して、大野総長と組合役員が意見交換をすることについては、昨年12月18日以降の労使の経緯があり、とりわけ本年1月6日の大学側の提起を受けて、同日、本継続交渉とは別途、交渉申入れをし、当該交渉についてはその交渉事項から総長出席が必須であることを再三通知しています。

さて、1月30日に、別添のとおりこの間の継続案件にかかる団体交渉を申し入れ、その後大学側から申入れを受けた休日振替等にかかる事項を追加した上で、2月26日に交渉が開催されましたが、同日の大学側事情により、大学側の責任者は人事企画部長となり、交渉事項は、石寄・山中総合法律事務所との契約経緯の説明、大学側申入れの休日振替等にかかる件、そして、継続案件のうち均等・均衡待遇にかかる事項にしぼって変則的に開催されました。その交渉において大学側から、組合要求を受けて非正規雇用職員の待遇改善にかかる改訂提案、及び、目的限定職員の雇用にかかる2つの新提案がありました。交渉の継続については、同日の交渉が、部分的なものであり、また大学側の体制上の制約もあったことから、今月中に行うこととしていました。

下記のとおり、あらためて組合から大学に継続交渉の日程を提案します。なお、本継続交渉について総長の出席を強く要求し、また、本学の人事方針（運用を含む）の変更について交渉の場で判断できる人が必ず出席するよう強く要求いたします。

記

1. 交渉事項（1/30申入書参照）

2. 日時 下記の優先順位にて日程を提案いたします。

- ・ 第1候補 3月30日（月）午後5時～7時（2時間）
- ・ 第2候補 3月30日（月）午前10時～12時（2時間）

以上

(参考)

2020年1月30日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉（継続）の申入れ

組合が大野総長に署名を直接提出して、大野総長と組合役員が意見交換をすることについては、昨年12月18日以降の労使の経緯があり、とりわけ本年1月6日の大学側の提起を受けて、同日、本継続交渉とは別途、交渉申入れをし、当該交渉についてはその交渉事項から総長出席が必須であることを再三通知しています。

さて、下記の通り、上記1月6日申入れの交渉とは別途、この間の継続交渉である団体交渉を申し入れます。本継続交渉にかかる下記交渉事項の1及び2は2017年12月25日～2019年12月16日の間、また、同3及び4は2019年10月23日～12月16日の間、いずれも継続して行なわれてきた事項です。交渉事項3にかかる本交渉の具体的事項として、別添のとおり、「改正パートタイム・有期雇用労働法の2020年4月施行に際しての均等・均衡待遇についての要求書」を提出いたします。なお、本継続交渉について総長の出席を強く要求し、また、本学の人事方針（運用を含む）の変更について交渉の場で判断できる人が必ず出席するよう強く要求いたします。

記

1. 交渉事項

1. 有期雇用職員の無期化について（限定正職員の採用状況等を含む）

(1) 目的限定職員の雇用継続について

- 1) 「目的満了による解雇」後の雇用に係る「あっせん」をすること
- 2) 目的限定職員の解雇の問題について

(2) その他

2. 大学と組合の確認書（2016年（平成28年）2月18日付け）について

3. 准職員・時間雇用職員等の待遇改善について

(1) 時間雇用職員へのボーナス支給について

- ・ 時間雇用職員全員（准職員でボーナスが支給されていない人も含む。）にボーナスを支給するため、大学として各部局に対して一定の財源を交付すること。

(2) 働き方改革関連法の「同一労働・同一賃金」の施行について

4. 新たな承継粹年俸制について

2. 日時 下記の日程を提案いたします。2時間の確保を求めます。

- ・ 2月13日（木）午後5時30分以降
- ・ 2月17日（月）午前9時以降
- ・ 2月26日（水）午後5時30分以降
- ・ 2月27日（木）午後5時30分以降

以上